

VIII. 水質検査計画

水質検査は、水質基準の適合状況を把握するために不可欠であり、水道水質管理の中核をなすものであるが、一方で、その実施に当たっては水道事業者等に対し大きな負担を強いるものである。このため、水質基準の適合状況を確実に把握できること、との前提に立ちつつも、その効率的・合理的なあり方が求められている。

本専門委員会においては、地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用を提言したところである。このうち、水質検査に係るものを再掲すれば、次のとおりである。

- (1) すべての水道事業者等に水質検査を義務付ける項目は基本的なものに限り、その他の項目については、各水道事業者等の状況に応じて省略することができることとする。
- (2) 水質検査の省略につき、水道事業者等が適切に判断できるよう、省略の可否に関する指針が明示されるべきであること。
- (3) 水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道事業者等に対し、水質検査項目（省略する場合にはその理由）を明示した水質検査計画を作成させ、これを事前に公表させることとすべきであること。

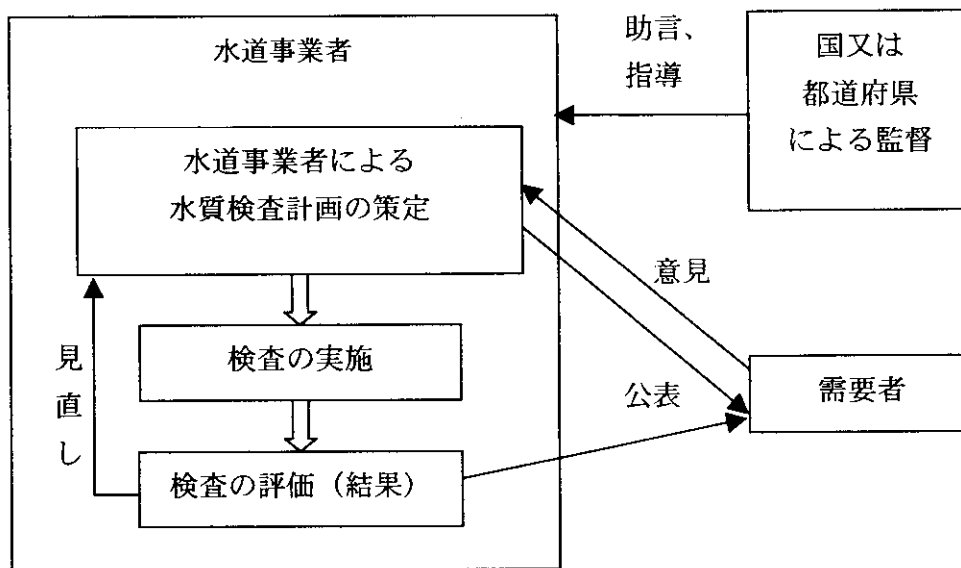
水質検査の効率的・合理的な実施については、既に生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会で議論されたところであり（「今後の水道水質管理のあり方について」、平成12年5月。以下「12年報告」という。）、上記の方針も、そこでの議論を踏まえ、効率的・合理的な水質検査の実施もその目的の一つとしている。

一方、水質検査は、水の安全性を担保するための最後の機会であり、その検査は適性に行われなければならない。このため、本専門委員会としても、12年報告と同様、各水道事業者等による水質検査計画の作成と事前の公表という形で、その適正化と透明性を担保することとしたものである。

1. 水質検査計画による水質検査のスキーム

水質検査計画による水質検査のスキームについては、既に12年報告で議論されたところであり、これに現時点の状況を踏まえて整理すれば次のとおりである。

- (1) 各水道事業者等は、水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、自らの水道における水質管理上の問題点を整理する。
- (2) その上で、各水道事業者等は、水質検査項目の省略指針、水質検査のためのサンプリング・評価の考え方等を参考に水質検査計画を策定し、これを公表する。
- (3) 水質検査計画の策定に当たっては、需要者の意見を聞くプロセスを組み込むことも適正化や透明化のためには有効である。
- (4) 各水道事業者等は、策定した水質検査計画に従い、水質検査を行い、その結果を公表するとともに、水質管理の改善や次期水質検査計画に反映させる。



水質検査計画のスキーム概念図

2. 水質検査計画に定めるべき事項

水質検査計画に定めるべき事項についても、12年報告で議論されているところであるが、現状を踏まえて整理すれば次のとおりである。

- (1) 水質検査計画に関する基本方針
- (2) 当該水道事業の概要
- (3) 当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
- (4) 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由（水質検査を省略する項目及びその理由）

- (5) 臨時の水質検査に関する事項
- (6) 水質検査の方法（自己検査／委託検査）
- (7) 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
- (8) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

なお、水道水質管理上の重要性が高い原水の監視、及び、必要に応じ、水質管理目標設定項目の監視についても、本計画に位置付けることが望ましい。

3. 国及び都道府県の役割

水質検査計画は、各水道事業者等が策定するものであるが、その実効性を確保するためには、国及び都道府県がその立場に応じ、適切な支援を行うことが不可欠である。

(1) 国の役割

水道事業者がその規模や水源の状況に応じた効率的な水質検査計画を策定することができるよう、水質検査計画のための指針の策定等により技術的な支援を行うべきである。また、厚生労働大臣認可の水道事業者に対しては、監督者の立場から必要な指導を行うべきである。

なお、国として示すべき指針について、別紙4「水質検査計画策定指針案」として示した。

(2) 都道府県の役割

各水道事業者等の策定する水質検査計画について、主に流域の視点から必要な助言、指導を行い、計画がより流域の実状に即したものとなるよう協力すべきである。また、都道府県知事認可の水道事業者に対しては、監督者の立場から必要な指導を行うべきである。

IX. 簡易専用水道の管理及び34条機関のあり方

1. 簡易専用水道の管理について

(1) 簡易専用水道に関する制度

簡易専用水道は水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであり、水道事業者が適正な運営を行っている限り、水源として供給される水は水質基準に適合した清浄な水と考えられる。しかし、受水槽で一旦受け入れた後は簡易専用水道の施設を経て給水されることから、その管理が適正に行われなかった場合には給水される水の水質が水質基準に適合しないものとなるおそれがある。このような理由から、水道法では、第34条の2において、簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならないこととされている。具体的には以下のとおりである。

- ① 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に、行うこと。
- ② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の中欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- ④ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

これらの管理が適正に実施されるよう、設置者はその水道の管理について、1年以内ごとに1回、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならないこととされている。この検査として、施設の外観検査、給水栓における水質検査、書類検査が実施されている。なお、施設の構造や材質については、建築基準法に規定されている。

また、簡易専用水道の管理の適正を確保するため衛生行政による適切な監督が必要である。このため、水道法では、都道府県知事等による、管理基準に適合しないときの清掃その他の措置をとるべき旨の改善指示、必要な場合の給水停止命令、管理についての報告徴収や立入検査について規定している。

さらに、簡易専用水道等の貯水槽水道の管理体制の一層の充実を図るためには、水道水を供給する立場である水道事業者が地域の実情に応じて積極的に関与していくことが重要となる。このため、水の供給者である水道事業者が、供給規程に基づき簡易専用水道等の設置者に適正な管理の履行を求めるなど、適切に関与していくことで管理の徹底が図られるよう、平成13年に水道法が改正された。

なお、簡易専用水道より規模の小さい貯水槽の有効容量10m³以下の小規模貯水槽水道については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の条例・要項等により衛生管理の指導等が行われている。

(2) 簡易専用水道等の貯水槽水道の管理の現況

厚生労働省は簡易専用水道の衛生管理状況について毎年調査を実施している。最近の調査結果によれば、全国の設置数は19万件を超え増加傾向にあるが、その受検率は85%程度にとどまっており、受検施設のうち4割程度で、書類の整備保存の状況、水槽の周囲の状態等について不適合の指摘があり、さらに、衛生行政の指導対象となるレベルの不適合に関する指摘が1%弱存在している。

また、同時に実施している都道府県等が条例等により定める小規模貯水槽水道の状況についての調査によれば、全国の設置数は75万程度で増加傾向にある。このうち、受検施設数は2.5万程度と横ばいである。受検施設の5割程度の施設で不適合の指摘がある。

2. 簡易専用水道の管理のあり方

このように、受検率は横ばいの状況であり、管理の不徹底から水質面での問題が生ずる場合も一部で見受けられるなど、利用者が水質面での不安を感じる場面が今後も出てくるおそれがある。このため、引き続き、水道法施行規則に規定される管理基準に基づく簡易専用水道の管理を徹底していくことが重要であり、関係者は次の通りその役割を果たしていくことが必要である。

簡易専用水道の設置者は、その義務を改めて確認し、適正な管理（管理基準に基づく管理及び管理に関する検査の受検）を実施すべきである。

水道事業者は、簡易専用水道の管理の適正化のため供給規程に基づき積極的に関与していくことが重要である。供給規程においては、水道事業者と設置者双方の責任を適正かつ明確に定めることとされており、その具体的内容としては、地域の実情に応じて異なると考えられるものの、供給規程において、設置者の責任事項（管理責任、

管理の基準、管理状況の検査)を明確にした上で、水道事業者の責任事項(管理についての助言、指導、勧告、簡易専用水道の利用者への情報提供などの関与の方法)を定め、これに基づき水道事業者は設置者に対して適切な関与を図るものである。

また、管理の徹底のためには、当然ながら利用者の視点も重要であり、水道事業者による積極的な関与は、利用者の関心の喚起に資するものである。

あくまで、設置者を法令等に基づき指導する立場にあるのは、都道府県等の衛生行政であるが、衛生行政は、このような水道事業者の積極的な取り組みと連携して、指導体制の強化を図り、管理の適正化、受検率の向上を図ることが重要である。

設置者の管理を技術的な側面から支えるものが、管理に関する検査機関であり、法令に基づく検査機関の役割は重要である。

3. 簡易専用水道の管理の検査について

(1) 検査機関の役割

簡易専用水道の管理の検査については、その受検の義務は設置者にあるが、検査を実施する者は、地方公共団体又は厚生労働大臣の指定した者(以下、「指定検査機関」という。)とされている。これは、一般に設置者は水道の管理に関する専門的知識が十分でないことを考慮して、専門的な機関による検査を受けることによって管理の適正化を図るためである。

検査を実施する者としての地方公共団体の機関には、都道府県又は市町村の衛生部局、保健所、研究所、試験所等のほか水道部局が考えられる。検査体制の整備に当たっては、検査を実施するに足る体制の整備が重要であるが、これら地方公共団体の機関が検査機関となることが困難であったり、地方公共団体の機関のみでは検査需要に対応できない場合が生じる恐れがある。このような状況に対応できるように指定検査機関の制度が規定されている。指定検査機関については、基本的に検査を科学的かつ公正に行う能力が求められるとの考え方により、現行では、公益法人に限定されている。なお、指定検査機関の制度については後述するとおり、登録検査機関の制度に移行する。

検査機関数については、平成14年2月現在で、指定検査機関は83機関あり全国に分布している。一方で、地方公共団体の機関の検査の実績については地域差が大きく、大部分の都道府県や保健所設置市・特別区では実績がなく、大部分の簡易専用水

道の検査は指定検査機関で実施されている。

(2) 簡易専用水道の管理の検査の方法

簡易専用水道の管理の検査は、水道法において厚生労働省令の定めるところによるものとされている。これを受けて、水道法施行規則第56条では、1年以内毎に1回とされ、検査の方法その他必要な事項（以下、「検査の方法等」という。）については、厚生労働大臣が定めるところによるものとされている。

検査の方法等については、現在、「水道法第34条の2第2項の検査の方法等について」（昭和53年6月5日環水第63号水道環境部長通知）等において定められているが、その中では、検査として、管理基準で定められる清掃や点検等の汚染防止のための措置が適切に実施されてきたかを施設の外観から検査を行う「施設の外観検査」、水質の異常がないかどうかの検査を行う「給水栓における水質の検査」、設置者が前回検査以降、適正に管理を行ってきたかを確認するため、設置者の管理の状況や管理対象となる簡易専用水道に関する書類についてその整理の状況を検査する「書類検査」を行うことを原則としている。

その基本的な考え方については現時点においても妥当であると考えられるものであり、今回は、これを踏まえ、より具体的な検査方法を別添のとおりとりまとめた。

特に、検査の精度・信頼性の向上を図るとともに、依頼者（設置者）が受検結果をできるだけ客観的な形で受け取ることができるよう、給水栓における水質の検査については、色度、濁度を検査項目に加える等できるだけ量的に結果を示すこととともに、最低限示すべき検査結果の報告内容を新たに示すこととした。

また、簡易専用水道の管理の検査については、今後、登録制度への移行を踏まえると、今回提案した検査の方法に基づき、検査機関間における検査精度が確保されるよう、検査方法のガイドラインの整備、各機関における精度管理の推進を行っていくことが必要である。

4. 登録制度について

(1) 規制改革・公益法人改革

平成13年3月に閣議決定された規制改革3カ年計画（以下「改革計画」という。）において、基準・規格及び検査・検定といった制度については、企業活動や消費活動に対して、コスト上昇や選択範囲の限定等の大きな影響を与えるものであり、こうし

た諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要とされた。これを踏まえ、同計画では、国が関与する仕組みの必要性の見直し、国が関与した制度を維持する場合には行政の関与を必要最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進することとされている。

簡易専用水道の管理に関する検査についても、改革計画の対象とされ、その検査を含む管理に関する規制全体を見渡した上で、より実効的な水質確保がなされるよう所要の措置を的確に講ずることされた。上記1（1）で述べた平成13年の水道法の改正はこの規制改革における指摘にも対応したものとなっている。

（2）登録制度への移行

改革計画の後も引き続き規制改革・公益法人改革の議論が進められ、平成14年3月には改革計画が改定されると共に、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（以下「実施計画」という。）が閣議決定された。実施計画では、「検査」における国の関与に着目し、指定検査制度について登録機関による実施によるものとする事とされた。ここで「登録機関による実施」とは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された効率・中正な第三者機関による実施とされている。なお、登録制度への移行については、水道法の改正を伴うものであり、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、原則として、平成15年度中に措置することとされている。

（3）登録制度のあり方

① 適正な検査を実施できる能力の確保

簡易専用水道の管理の検査については、登録制度への移行後には、公的機関、民間機関を問わず広く業務を実施できることとなるが、人の飲用に供する水道水を扱う検査である以上、登録制度は、これまでの検査の質を低下させることなく、簡易専用水道の管理の一層の充実に資するものでなくてはならない。このため、登録制度への移行に当たっては、登録検査機関が適正な検査を実施できる能力が確保されるような登録要件を定める必要がある。

簡易専用水道の管理状態の影響を直接受けるのは簡易専用水道の利用者であり、その管理の状況についての検査は、当然ながら設置者のみならず利用者にとっても、重要な意味を持っており、登録の要件については、検査機関が信頼できる検査を行うこ

とを外部から透明性をもって確認できるものとする必要がある。

このため、検査が適正に実施されるための適切な検査体制（検査設備や検査員）の確保に加えて、検査の精度と信頼性の確保が重要である。精度と信頼性の確保のためには、検査業務及び検査結果について内部的にチェックし改善できる仕組みがあり、これを管理できる組織体制（検査部門と信頼性保証部門に責任者を配置した組織体制）が整備されているとともに、標準作業書による作業のマニュアル化がなされ、検査結果が外部的にも検証できる仕組みが保持されていることが重要である。また、検査部門における検査員や責任者、品質保証部門、それぞれの業務遂行能力を継続的に確保するため、計画的な教育訓練や資格認定を行う仕組みを有していることも重要である。

このような考え方は、品質保証のシステムとしては、国際的にも一般的なものとなっており、ISO9000 シリーズ等が定められている。このため、簡易専用水道の管理の検査として独自のシステムを構築することも論理的には可能であるものの、ISO9000 シリーズが実質的な国際標準として機能している以上、将来の国際的な調和を考慮すれば、これらを参考にしつつ、これらと互換性のあるシステムを登録の要件として導入することが適当と考えられる。

② 登録機関に対する査察・認証

また、ISO の制度に見られるように、品質保証体制の導入に当たっては、外部機関による査察・認証が不可欠であり、簡易専用水道の管理の検査における品質保証体制の整備に当たっても、その実効性を担保するための措置について十分な考慮がなされるべきである。すなわち、登録の要件に適合して業務が行われているかを事後確認できるシステムとして、登録期間を設けて更新するシステムを導入するとともに、登録後に必要に応じて監督を行うことのできるシステムとすることが適当である。

簡易専用水道の管理の検査の方法（案）

1. 検査の実施

- (1) 水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の管理に係る検査は、設置者の依頼に基づき実施するものとする。
- (2) 検査に際しては、検査者は清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行うとともに、身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

2. 検査の項目

検査の項目は、原則として、施設の外観検査、給水栓における水質の検査及び書類検査とする。

3. 施設の外観検査

- (1) 施設の外観検査は、簡易専用水道の維持管理の状態がその水質に一見明白な、障害を与えるおそれのあるものであるか否かを検査するものであって、水槽の水を抜かずに行う検査として以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
 - イ 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
 - ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査
- (2) (1) の検査に関して必要な検査事項及び判定基準を別表に定める。

4. 給水栓における水質の検査

- (1) 以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 臭気、味、色及び濁りに関する検査
 - イ 残留塩素に関する検査
- (2) (1) の検査に関して必要な検査事項及び判定基準を別表に定める。

5. 書類検査

(1) 以下に掲げる書類の整理及び保存の状況に関する検査を行うものとする。

- ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
- ウ 水槽の清掃の記録
- エ その他の管理についての記録

(2) (1) の検査に関して必要な検査事項及び判定基準を別表に定める。

6. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「建築物衛生法」という。）の適用がある簡易専用水道については、当該簡易専用水道の設置者が地方公共団体の機関又は水道法第34条の2第2項に基づく厚生労働大臣の指定検査機関に管理の状況を示す書類を提出することにより、検査を受けることができるものとする。ただし、当該書類は、建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする。

7. 検査後の措置

(1) 検査終了後は、次に掲げる措置を行う。

① 検査終了後、設置者に検査済みを証する書類を交付すること。検査済みを証する書類には次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- ア 検査機関の名称及び所在地
- イ 検査員の氏名
- ウ 検査対象施設の名称及び所在地
- エ 検査対象施設の設置者の名称
- オ 検査対象施設の概要
- カ 水槽の槽数、有効容量、形状、設置場所及び材質
- キ 検査の結果
- ク その他必要な事項

② 検査を行った結果、衛生上問題があると認められた場合には、設置者に対して次に掲げる事項について助言を行うこと。

- ア 直ちに立入検査、改善命令等の行政権限を有する者にその旨を報告すること。
- イ 速やかに対策を講じること。

(2) (1) ②に示す、衛生上問題があると認める場合とは次に掲げる事項をいう。

- ① 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水・排水が流入している、あるいはそのおそれがあること。
- ② 水槽内に動物等の死骸があること。
- ③ 給水栓において、残留塩素が全く検出されない、又は、異常な臭気、味、色若しくは濁りがあること。
- ④ 給水栓において、色度及び濁度が水質基準を超過していること。
- ⑤ 水槽の上部が清潔に保たれていないため、又は、マンホールの立ち上がりが不十分であるため汚水が水槽に流入するおそれがあること。
- ⑥ マンホール、通気管等が著しく破損しているため、汚水又は雨水が水槽に流入するおそれがあること。
- ⑦ その他、衛生上問題があると認める場合。